



平成24年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 グランディハウス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 村田 弘行  
 (コード番号：8999 東証第一部)  
 問合せ先 専務取締役 齋藤 淳夫  
 (TEL. 028-650-7777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年 6 月 28 日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に限定するため、定款第 9 条を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 定款第30条第 3 項に定める補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を、監査役任期との親和性等も考慮し、現行の 3 年から 2 年へ短縮するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 8 条 (条文省略)  (新設)	第 1 条～第 8 条 (現行通り)  (単元未満株主の権利制限) 第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 9 条～第 29 条 (条文省略)  (監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 会社法第329条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	第 10 条～第 30 条 (現行通り)  (監査役の任期) 第 31 条 (現行通り)  2 (現行通り)  3 会社法第329条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第 31 条～第 43 条 (条文省略)	第 32 条～第 44 条 (現行通り)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成24年 6 月 28 日 (木曜日)  
 定款変更の効力発生日 : 平成24年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上